

①環境中への新たな排出抑制 「作らない・出さない」

- ✓ POPs条約において、予防的な取組方法に基づき廃絶対象となったPFOS、PFOA、PFHxSについて、化審法において製造・輸入等を原則禁止。
- ✓ 2025年5月にPOPs条約に追加することが決定されたことを踏まえ、同年6月にLC-PFCA（長鎖ペルフルオロカルボン酸）について化審法の第一種特定化学物質の指定に係る審議を開始。
- ✓ 2024年11月にPFOS、PFOA、PFHxSを含有する泡消火薬剤の在庫量の調査結果を公表。関係省庁及び関係団体と連携し、PFOS等を含有する泡消火薬剤の代替促進等の施策を推進。
- ✓ 地方公共団体が泡消火薬剤の在庫量を把握するための調査を実施するにあたり、参考となる情報をまとめた「PFOS等含有泡消火薬剤在庫量調査マニュアル」を2026年3月に策定。

②更なる汚染拡大の防止 「広めない」

- ✓ 2025年6月に、公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する指針値（暫定無し）を設定。
- ✓ 2025年9月に、水道水に係る要検討項目に位置付けられているPFAS計8物質を水環境における要調査項目に位置づけ。（このうちPFHxSについては、これ以前から要調査項目。）
- ✓ 2024年11月に、指針値を超過した場合等に関係自治体が参考となる情報を整理した「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）」を公表。
- ✓ 2025年3月に、関係自治体に対し、PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等についての通知を发出。
- ✓ 2025年より、国内のPFOS等の濃度低減のための対策技術に関する知見を充実させるための実証事業を実施。（現在、「令和7年度補正予算PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業」の公募手続き中。）

④リスクコミュニケーションの推進 「正しく知る」

- ✓ 2025年3月に、地域行政でのさらなるリスクコミュニケーション促進のため、「PFASハンドブック」を作成、公表。同年12月に更新。

③健康影響の未然防止 「摂取しない」

- ✓ 2026年4月に、水道水中のPFOS及びPFOAについて水質検査・遵守の義務がある水道水質基準へ引き上げ。
- ✓ 2025年6月、PFHxSに加えて、PFBS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DA（GenX）を情報・知見を収集する水道水に係る要検討項目に設定。
- ✓ 2024年度から、「PFASに関する総合研究」として、PFOS・PFOA以外のPFASの有害性に関する研究を開始。
- ✓ 全国の10万組の親子を対象とした大規模疫学研究である「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」、環境研究総合推進費を活用した研究、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査を実施中。成果等については順次公開。